# 9 たばこ税及びたばこ特別税

## (1) 課税状況

(1)	10木17111	100																
	区				分			課	税	標	準	数	量	税	į		額	
													千本				-	千円
紙	巻		た		ば		۲				į	1, 325	, 010			9,	685,	723
パ	イ	プ		た	V	Ĕ	IJ						194				1,	419
葉	巻		た		ば		IJ					121	, 826				886,	871
刻	み		た		ば		IJ						-					-
加	熱	式		た	V	Ĕ	S					57	, 977				427,	538
カュ	み用	の	製	造	た	ば	J						-					-
カュ	ぎ用	の	製	造	た	ば	Ĺ						0					2
			計								1	1, 505	, 006			11,	001,	552
手	持	品		課	移	Ĺ	額										175,	912
合	į	it		税	į		額									11,	177,	464
控	ķ	余		税	į		額										75,	031
差	Ę	<del>]</del>		税	į		額									11,	102,	432
			過	少	`	申	告											Х
加	算	税	無		申		告											Х
					重													X
課		兑		人			員											人 12
																	-	千円
還納		寸  限	延	金 — 長		—— 税	額額											
14.1	7971 F	114	処	ĮΣ	. ′	DE	帜											

調査期間等: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告又は処理による課税 事績である。

# (2) 製造場数

	区				分			場	数
									場
			製i	告たり	ばこ	製造	き場		-
製	造	場	原	料	事	務	所		2
			そ		の		他		-
法	定		製		造		場		8
	合			i	Ħ				10
_		_							

調査時点:令和4年3月31日

# 10 揮発油税及び地方揮発油税

### (1) 課税状況

(1)	課祝状况							
	区	分			数	量	税	額
±6		****		ы.		kℓ		千円
移	出	数		量	1, 2	290, 774		
エ	タノー	ル相	当数	量		24, 292		
欠	減 控	除	数	量		17, 097		
場	内 消	費	数	量		-		
用	途外使	用等	<b>数</b>	量		-		
課	税	標		準	1, 2	249, 385	6	7, 214, 356
控	除	税		額				-
差		引		計			6	7, 214, 356
		過少	申	告				-
加	算 移	無	申	告				-
			重					-
合				計			6	7, 214, 356
課	税	人		員				人 12
還	付	金		額				千円
納	期限	延長	税	額			1	2, 425, 210

調査期間等: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告 又は処理による課税事績である。

## (2) 関係場数

			×			Ź	ने					場	数
			製				油				所		場 :
製	造	場	天	然	揮	発	Š	油	製	造	場		
			廃	Æ	Ħ	再		生		エ	場		
			そ				の				他		:
			ガ			ス			I.		場		
石	油化学工	場	特	定石	前	自化	学	製	品	製造	場		
			そ				の				他		
未	納			税		蔵			置		場		
特	定 石	油	1	化	学	製		1	蔵	置	場		
			航				空				用		3
			ゴ				A				用		
免使	税 揮 発用	油場	塗				料				用		
			印	刷	,	用	イ		ン	丰	用		
			接		;	着		į	削		用		
			洗	浄	用	<u>ح</u>	. 1	は	離	型	用		
特	定石	油	1	化	学	製	디	-	使	用	場		5
駐	留軍等	用	免	税	使	用	易		指	定店	舗		
外	国 公	餌	i	等	用	指	定	?	給	油	所		
	1	合						計					12

調査時点:令和4年3月31日

## (3) 課税状況の累年比較

年	度	移 出 数 量	エタノール 相当数量	欠減控除 数 量		用途外使用 等 数 量		兑標準 24 45	控除税額	差引計
			kl kl		kl			税 額 <del>千円</del>	千円	千円
平成 29	9 年 度	1, 298, 23	21, 919	17, 230	-	-	1, 259, 086	67, 738, 807	-	67, 738, 806
平成 30	) 年度	1, 340, 6	16, 584	17, 872	-	32	1, 306, 212	70, 272, 479	-	70, 272, 465
令 和 元	年 度	1, 434, 0	74 20, 176	19, 088	-	-	1, 394, 811	75, 040, 828	-	75, 040, 828
令 和 2	年度	1, 083, 40	20, 367	14, 352	-	-	1, 048, 745	56, 422, 462	-	56, 422, 462
令和 3	年 度	1, 290, 7	74 24, 292	17, 097	-	-	1, 249, 385	67, 214, 356	-	67, 214, 356

# 11 航空機燃料税

### (1) 課税状況

(1) 課稅	. 次况									
		区	分	r			数	量	税	額
								kℓ		千円
積 込	数	量	及 	び	<del>税</del>	額		165, 357		1, 307, 464
		うち軽減税率	沖 孫	路線	航 空 軽	機 に 減		53, 591		257, 319
		減税率	特定的係	進島路 る	線 航 3 軽	と機に 減		14, 766		106, 844
控		除		税		額				221, 830
		うち軽減税率	沖縄係	路 線	航 空 軽	機 に 減				56, 206
		減税率	特定的係	進島路 る	線 航 3 軽	を機に 減				27, 599
差			引			計				1, 085, 623
			過	少	申	告				-
加	算	税	無	#	ı	告				_
				重	Ì					-
	合			Ī	it					1, 085, 623
課		税		人		員				人 277
還		付		金		額				千円 2

調査期間等: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告又は処理による課 税事績である。

# (2) 関係場数

(4)	大	<i>9</i> ^							
		区	分			納	税	地	数
特	例 カ	承 認	に係	る ·	もの				場 25
そ	の	他	定期運係 る		<b>を者</b> にの				1
			その	他の	もの				94
		合	Ī	it					120

調査時点:令和4年3月31日

# (3) 課税状況の累年比較

年	度	数	量	税額
			kℓ	千円
平成294	年度		171, 474	2, 639, 083
平成304	年度		168, 516	2, 588, 667
令和元年	年度		178, 564	2, 721, 117
令和 24	年度		121, 979	1, 842, 804
令和34	年度		165, 357	1, 307, 464

# 12 石油ガス税

## (1) 課税状況

	WKDUVVD	区			分			重	量	税	額
									t		千円
移		出			重		量		19, 948		349, 093
控		除			税		額				1, 019
差			Ē	;			計				347, 984
				過	少	申	告				-
加	算		税	無		申	告				-
						重					-
	合	•				計			19, 948		347, 984
課		税			人		員				人 1, 905
還		付			金		額				千円 -
納	期	限		<u>E</u>	長	税	額				-

調査期間等:令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

# (2) 関係場数

(2)	K) IV.	/// 5A									
			区			分				場	数
											場
営	業		用	7	ス	タ		ン	ド		117
自	家		用	7	Z	タ		ン	ド		25
着	脱	式	容	岩	品	充	て	h	場		14
そ				0	り				他		16
		合					計				172
免	税調			油	原		料		用		-
ガ	ス	使	用	場	熱		源		用		_

調査時点:令和4年3月31日

# (3) 課税状況の累年比較

年	度	移	出	重	量	税	額
					t		千円
平 成 29	年 度			3	6, 698		642, 223
平 成 30	年 度			3	3, 515		586, 508
令 和 元	年 度			3	0, 341		530, 963
令 和 2	年 度			2	1, 538		376, 911
令 和 3	年 度			1	9, 948		349, 093

# 13 石油石炭税

# (1) 課税状況

		区		分	ì		数	量	税	額
原						油		k <i>ℓ</i> -		千円 -
— 石		油		製		品				-
ガ	ス	状	炭	化	水	素		t 453		843
石						炭		_		_
			計							843
		除		税		額				-
差			引			計				840
			過	少	申	告				-
加	算	Æ	兑 無		申	告				-
					重					-
	合				計					840
課		税		人		員				人 46
還		付		金		額				千円 <sup>*</sup> -
納	期	限	延	長	税	額				ナ加・細パアトス 課税

調査期間等: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告又は処理による課税 事績である。

## (2) 関係場数

(2)		1/// 2/									
	区分			原	油	ガス状炭化水素	石	炭			
								場	場		場
特	例 承	認	に係	る	納税	地		_	-		_
そ	Ø	他	の	納	税	地		-	1		_
未	納	税	<u>i</u>	蔵	置	場		-	_		-
自	家	用	採	取	場	所		-	3		_
	É	<u> </u>		į	it .				4		-

調査時点:令和4年3月31日

# 14 印紙税

#### (1) 課税状況

(1)	<b></b>	区	分				税	額	納	税	人	員
							100	千円	//1 3	176		人
税	印	甲 な	つ	(第:	9 条 🖟	関係)		101				10
印糸	纸税納付計器 @	の使用によ	るもの	(第1	0条員	関係)		452, 368				466
書	式	表	示	(第1	1条月	月係)		1, 204, 060			;	3, 427
預金	金通帳の一定即	寺納付によ	るもの	(第1	2 条 🖟	関係)		491, 321				21
		計						2, 147, 850			3	3, 924
充	:	当	税	į		額		1, 752				
差		引				計		2, 146, 098				
		過	少	申	ı	告		-				
加	算 税	無	Ħ	1		告		-				
			重	Ĩ				-				
過		怠				税		36, 273				件 654
還		付	金			額		84, 575				
Ľn «	ᄣᅑᇄᆔᆌᄜ	設	置	者		数						人 354
l⊟] γ	紙税納付計器	設	置	台	•	数						台 408

調査期間等:令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の現金納付による課税事績である。

同登別同等: 〒和3年4月1日から〒和4年3月31日までの同の現金納付による課税事績である。 (注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙を貼付して納税することになっているが、 株券のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙貼付による手数を省 くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。 この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の 押なつを受けることを税印押なつという。

# (2) 課税状況の累年比較

(2) 課税状况の系 <sup>4</sup>	十九収									
		税		額						
年 度	税印押なつ	印 紙 税 納 付 計 器 の 使 用 に よ る も の	書式表示	預 金 通 帳 の 一 定 時 納 付 に よ る も の	合 計	納税人員				
	千円	千円	千円	千円	千円	人				
平成29年度	4	484, 705	1, 031, 822	1, 019, 099	2, 535, 630	4, 088				
平成 30 年 度	19	501, 699	1, 459, 377	564, 056	2, 525, 151	4, 142				
令和元年度	13	551, 997	1, 323, 667	556, 450	2, 432, 127	4, 189				
令和2年度	36	489, 087	1, 240, 524	547, 630	2, 277, 277	4, 022				
令和3年度	101	452, 368	1, 204, 060	491, 321	2, 147, 850	3, 924				

# 15 電源開発促進税

## (1) 課税状況

(1) 珠忱认优				
区	分	数	量	税額
			千kWh	千円
平成	29 年 度		-	-
平 成	30 年 度		_	-
令 和	元 年 度		-	-
令 和	2 年 度		-	-
令 和	3 年 度		-	-
従量	料金制の供給販売電	気	_	
販冗電気の	料金制の供給販売電	気	-	
電力量計量	自家使用販売電	気	-	
推計	自家使用販売電	気	-	
	計		-	-
過	少申	告		-
加算税無	申	告		-
	重			-
合	計			-
am sv				人
課 税		<b>新4年9日</b>	01 E + ~ A B	- 日の中生力は加速によ

調査期間等: 今和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

## (2) 課税人員

		区					人	. 員		
										人
-	般	送	配	電	事	業	者			-

調査時点:令和4年3月31日

#### 国際観光旅客税 16

### (1) 課税状況

(1)		K DE V CD	_					_				
		区				分			人	員	税	額
										千人		千円
		平	成	30	年	度				Х		X
		令	和	元	年	度				X		X
		令	和	2	年	度				X		X
		令	和	3	年	度				Х		X
加	算	不税			納重		1	付				X
ЛП	昇	忧										-
		合			1	it it						Х
還		付			金	È	1	額				Х

調査期間等: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの本邦からの出国に係る 人員及び税額について、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの 納付事績及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までに税務署長が 行った処理事績に基づいて作成した。

### (2) 特別徵収義務者数

(=/	1 4 7 4 4	190.000	41/4 11 /	y <b>.</b>					
		区		分			件	数	
									件
特	別	徴	収	義	務	者			1

調査時点:令和4年3月31日

用語の説明: 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務 のある者をいう。 (注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」 を提出した事業者を示したものである。